

令和6年介護保険制度改正 サービス種別ごとの改正内容



ケアマネジャー向け

ケアマネジメント報酬改定の背景

- 居宅介護支援、予防介護支援4万3300事業所が減少傾向
- 利用者が減少した：理由：**介護予防訪問介護、介護予防通所介護が総合事業に移行した**
- ケアマネジャーの実人数は2018年（平成30年）度から減少傾向
理由はケアマネ試験の「受験資格が見直された」、他に2017年10月に消費税があり、特定処遇改善加算にケアマネが対象外になった
- ケアマネ：一人当たり31.8人が担当（要支援4.9 + 26.9）
- 経営概況調査：収入125万6千円：支出120万9千円：初めて黒字になった。
- 令和元年：赤字→経営がプラスに移行してきた：理由①特定事業所所加算の算定が増えた②一人当たりのプラン数が増えた③要介護のプランが増えた
- 令和5年：1事業所当たり収入135万、支出128.9万の差が経営状況が良くなってきた

令和6年4月実施：居宅介護支援報酬改定－1

- ケアマネー人件数：（Ⅰ）現状「**40未満**」→「**45未満**」に増やす
- （Ⅱ）事務職員配置、ケアプランデータ管理導入→「**45未満**」→「**50未満**」に増やす
- **介護予防支援の提供**を受ける利用者数については、**3分の1**を乗じて**件数に加える**
- （主任）介護支援専門員の専任要件：居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との**兼務が可能**
- 居宅介護支援の運営基準減算：要件を削除する。
- 市町村から指定を受けて**介護予防支援**を行う場合：①居宅介護支援専任者の配置については、介護支援専門員のみで可能②管理者を従事する場合も**兼務可能**。また、**管理者が他の事業所の職務に従事する場合は、介護支援専門員として兼務可能**
- テレビ電話装置その他情報通信機器を活用したモニタリングを可能：利用者の状態が安定、利用者がテレビ電話装置等を利用する意思、合意、合意が得られる：**少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）**は利用者の居宅を訪問する

令和6年4月実施：居宅介護支援報酬改定ー 2

- **入院時情報連携加算の見直し**：入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直し(前は入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供場合に評価)
- **通院時情報連携加算の見直し**：医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が**歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席**した場合を加算の対象とする。
- **ターミナルケアマネジメント加算(400単位)**：対象疾患を**末期の悪性腫瘍に限定しない**。医師が回復見込みなしと判断すれば良い。
 - 加算の算定回数が現状5回→15回に見直し。
- **業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入の緩和**
- 感染症や災害がいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬減算。令和8年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針減算を適用しないこととする。訪問系サービス、**居宅介護支援については令和8年3月31日までの間**、これらの計画の策定を行っていない場合であっても、**減算を適用しない**

令和6年4月実施：居宅介護支援報酬改定ー 3

- **ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化**
- 介護支援専門員が居宅サービス計画書に通所・訪問リハビリテーションを位置づける「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含む
- **「常勤」の計算**：週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱う
- **管理者の兼務**：同一敷地内における他の事業所、施設等でなく OK
- **居宅の提示は努力義務**：前 6 か月間に作成したケアプランにおける、各サービスの割合。同一事業者の割合の説明義務→**努力義務**、
- 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定（新設） 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物
- **地域区分特例**：令和 5 年度末→令和 8 年度末までの延長を認める。

居宅介護支援の報酬改定4：特定事業所加算

従来

→

26年

特定事業所加算(Ⅰ) 505単位/月 → 519単位/月 (+ 14)

特定事業所加算(Ⅱ) 407単位/月 → 421単位/月 (+ 14)

特定事業所加算(Ⅲ) 309単位/月 → 323単位/月 (+ 14)

特定事業所加算(A) 100単位/月 → (A) 114単位/月 (+ 14)

特定事業所加算(Ⅰ) 常勤主任ケアマネ2名又は常勤ケアマネ3名

介護度3～5で40%

特定事業所加算(Ⅱ) 常勤主任ケアマネ1名又は常勤ケアマネ3名

特定事業所加算(Ⅲ) 常勤主任ケアマネ1名又は常勤ケアマネ2名

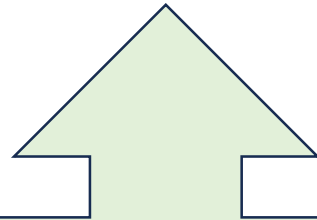
条件：定期会議、24時間体制、計画的研修、高齢者以外の障害・生活困窮・難病等の事例検討、研修会に参加、特定集中減算無し、利用者45未満、IIは50未満、ケアマネ実務研修協力他の居宅と事例検討・研修会実施、多様な主体により生活支援のケアプランあり

特定事業所加算(A):24時間、計画研修、実務研修、事例検討・研修は連携で可能

●運営基準減算あっても良い。特定事業所減算の条件がなくなった。

ケアマネジメント報酬改定5; 予防プラン

- 予防プラン 4 3 8 単位 → I 包括支援センター作成 **4 4 2** 単位
→ II 居宅介護事業所作成 **4 7 2** 単位
- II のみ **特別地域介護予防支援加算** : 15% を加算 (新設)
- 市町村に情報提供することが条件で報酬が包括と分化
- 中山間地域等の小規模事業所加算 : 10% を加算



「特別地域」 は、離島や中山間地域、過疎地域など、
介護サービスの確保が著しく
困難であると認められるエリアを指す。